

令和5年5月26日

介護サービスをご利用のみなさまへ

新潟県立松代病院長

介護保険サービス利用費の改定について(お知らせ)

日頃より、当院の介護保険サービスをご利用いただきありがとうございます。

介護報酬（介護保険サービスの利用料）は、所定の要件を満たす場合に算定できる仕組みとなっております。

このたび、当院が、通常の介護サービス費に一割を上乗せできる「小規模事業所加算」の要件を満たしていることから、5月分の介護サービス費から、この加算を適用させていただくこととなりました。

このため、加算適用前に比べ、約1割ほど高い料金となります。

利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

(お問い合わせ)

新潟県立松代病院 経営課(医事)

〒942-1526 十日町市松代 3592-2

電話 025-597-2100(内線 45)

※平日(月～金)8:30～17:00 まで